

請求権問題に関する日本側提案の

説明要旨

一、今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約に於て承認した存在韓米軍政府による及びその指令に基いて行われた日本財産の処分の効力を認めるという意味如何にかかつている。

韓国側の請求権問題に関する主張の根拠は在韓米軍政府の出した所謂 *Wootting Decree No. 33* の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の *Wootting Decree No. 33* により米軍政府は日本財産に対する絶対的且つ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立っている。然し我方は日本は米軍政府の処分の効力は認めた（第四条四）のであるがこれは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認めそしてその効力について争うことはしないという意味のことであつて国際法上占領軍に

認められていない処分まで合法であると認めたのではないという立場に立っている、前記 *Westing Decree* 即ち米軍令第三十三号は日本財産が軍政府に *vested in and owned by* (帰属され所有されている)と規定しているが、これはヘーグの陸戦法規第四六条が「私有財産はこれを没収することを得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るがその対価及び果実に対しては正当なる所有者である。原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。これはあたかも各国の敵産管理法におけるが如くあるいは民法上の信託の概念の如く正当なる所有者の原権利者としての権利は依然として存続すると考えるべきである。大陸系の法理論からすれば

所有権の移転ということは原権利者に何等の *claim* をも与えぬ最終的移転と考えられるが *Conventional Law* の法理論は所謂二重所有 *Double Ownership* の法理論で *vested and owned* されることによつて *Legal Ownership* は失われるが *equitable Ownership* は残ると考えられるのである。米英法ではこの信託の考え方と技術とが種々の場合に応用されている。

Idague の陸戦法規に明記してある私有財産の尊重の原則に關しては第一次、第二次両大戦を通じて占領國は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた例もあり謂わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたかの外観を呈しているにも拘らず被占領國の私有財産を占領國又は占領軍が直接且つ包括的に没収した実例あるを聞かない。成る程対日平和条約においてはその第十四条、第十六条の如く日本の連合國、中立國、枢軸國における資産を処分することに關して規定されているが、これは日本が連合國

との間にこの平和条約によつて斯る処分を合意したから初めて可能なのである。若し日本がこれに同意していなかつたら仮りにアメリカの国内法たる敵産管理法によつて日本の資産を没収していたとしてもこの国内法に基く措置をもつて直ちに国際法上の敵国私有財産非没収の原則に対抗することは出来なはずである。敵国財産処分問題でアメリカが外国に対抗し得るのはアメリカの国内法たる敵産管理法に基くのではなくして平和条約の規定に基いてである。

対日平和条約第四条(b)はアメリカの占領下にあつた韓国にある日本の財産、権利、利益に付ては第十四条におけるが如くこれを差押え、留置し、清算し、その他何等かの方法で処分する権利を韓国に認めたのではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力を承認しただけである。ここにいう効力とは対日平和条約の第十四条の(a)の2の如き効果ではなく占領軍命令の効力を指すに

止まるのである。没収を含まないのである。

韓国側がこの点を正當に理解せず対日平和条約第十四条(b)は第十四条の(a)の2に暗黙するといひ且つそれよりも更に強い効力を有すると主張するのには絶対に賛成出来ぬ。第十四条の(a)において当事国間の特別取極の主眼とされているのは、第一に第四条(b)の処分のはんちゆうに入らぬものが若しありとすればそれについて、第二に第十四条の(b)の軍政府命令でカバーされたものにあつても、その財産及び財産が売却されていた場合にはその対価等の返還その他の請求権についてであり、その最終的処理は当事国間、当事者間に協定が成つて始めて行われるものである。惟うに私有財産非没収の原則は幾多の試験に堪えて国際慣習上の一原則としての地位を維持しているものといえる。さればこそ一九四八年十二月十日国連第三回総会で採択された世界人權宣言第十七条第二項は「何人もその財産を欲しいままに奪

われることはない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原理は当然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の前文に「日本国としては、世界人類宣言の目的を實現するため努力し」云々とある。そして私有財産権を真向から否定している規定は何処にもない。唯対日平和条約の第十四条の(a)の2及び第十六条はあたかも右原則を否定しているかの如き印象を与えやすい。また事実これらの規定が私有財産尊重の原則を輕視しているという非難は免かれぬ処であろう。それにもかかわらず單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が國憲法上の私有財産尊重の原則を否定しているとは考えられないのである。

要するに財産及び請求権問題について日本が韓国との間に対日平和条約第四條による特別取扱を結ばんとするに當つては在韓日本財産については在韓米軍政府軍令第三十三号のいわゆる

Wasting Decree

により、仮りに当該日本財産のタイトルが米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは當然原権利者に返還されるべきものであり、また若し当該財産が米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識されるべきものである。例えば財産管理人は財産のタイトルを有する場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そしてその最終的解決こそは正に戦後の条約の主眼となるのである。対日平和条約第四條冒頭の文言からいつてもこのことは明らかである。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なものであり決して一方的なものではない。唯第四條(b)項の規定によつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつてゐるため日本側の本来の主張がある程度限定されているというに過

ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転されたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は単にこれら財産を管理する立場におかれたに過ぎないのである。交戦国として、更に占領軍として当然米軍の有していた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明かに国際法の原則を無視するものといわなければならぬ。結論としていえば日本は対日平和条約第四条(b)によつて在韓米軍政府によつて行われた財産処分の効力を承認するだけであつて在韓財産に対する本来の権利及び請求権を放棄したのではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条約第四条の予想している特別取極の主眼となるのであり、この特別取極において日本がこれを放棄するといふのであれば別であるが少

くともそういう方法で日本が放棄しない限りこれらの財産に対する権利又は請求権は当然存続するのである。

二、日本の対案は私有財産権について以上のような根本理念に立つて構成されている。即ち第一項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし同時に右と相照応して我方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。即ち *Reciprocity* の効力を認めるがそれはあくまで正当な所有者が有する原所有権までも放棄したものではないとの趣旨に立脚しているのは申すまでもない。なお動乱その中で現地の日本財産の甚大なる損失が考えられるがその責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。

第二項は対日平和条約第四条(b)の趣旨と併せて日本に關しては SCAP's 指令で実施した諸措置（例えは在外会社令、閉鎖機關

令、自作農創設特別借置法の措置等）の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国の独立に伴い継承せらるべき国有財産の規定であるが国有財産で公用に供せられたもの等については別に収用する所に従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に関する法律等に基づいて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第二項第三項は一体として取扱われるべきものであることを確認し且つ第一項及び第三項の具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう確保せんとする趣旨である。